

中間報告の位置づけ

平成24年7月19日

- 首都直下地震は、我が国の存亡に関わるものであり、東日本大震災を踏まえ、現行の首都直下地震対策を検証し、その充実・強化を図ることは喫緊の課題
- 中間報告は、これまでの対策では十分ではない分野を中心として被害想定を待たずとも取り組むべき対策(当面取り組むべき対策)と今後重点的に検討すべき課題について整理
- 今後、「首都直下地震モデル検討会」における想定地震の見直しを受けて、被害想定を行い、予防、応急、復旧・復興対策を含めた首都直下地震対策の全体像を最終報告としてとりまとめ

当面取り組むべき対策

政府の業務継続の在り方

政府全体としての業務継続体制の構築:「政府業務継続方針」の策定

政府から事業者まで一貫した社会全体としての事業継続体制の構築

政府としての情報収集・発信体制の確保:情報収集・発信内容の事前準備

業務継続のための資源の確保:職員、庁舎、情報システムの確保

政府全体としてのバックアップ機能の確保方針の明確化

- 東京圏内のバックアップ:立川広域防災基地周辺などに代替拠点
- 東京圏外のバックアップ:大規模地震の現地対策本部・地方支分部局等の集積都市(札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡等)からあらかじめ代替拠点を選定
- 全国の地方支分部局等における業務代行の推進
- 政府の業務継続を支える事業者との連携の確保

業務継続計画のPDCAサイクルの確立 等

膨大な数の帰宅困難者等への対策

「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の検討結果に基づき、取組を推進

- ・「むやみに移動を開始しない」基本原則の徹底
- ・官民連携による一時滞在施設の確保
- ・帰宅困難者等への情報提供体制の構築
- ・駅周辺等における混乱防止体制の構築
- ・徒歩帰宅者への支援体制の構築
- ・帰宅困難者の搬送体制の構築
- ・国内外からの来訪者への支援

膨大な数の避難者への対策

避難所と避難場所の明確化、避難所への避難者の減少対策(家庭内備蓄の促進等)、避難所の確保、避難所への必要な物資の供給体制の確立、広域避難の枠組みの構築、応急住宅の提供体制の構築

対策推進のための仕組み・体制の整備

【推進組織】官民の連携強化のための「首都直下地震対策協議会」の活用

【計画の作成】これまでの「首都直下地震対策大綱」、「首都直下地震の地震防災戦略」、「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直し

【支援措置等】官民連携等を推進するための支援措置の検討、首都直下地震を対象とした特別法を含めた制度的枠組みの在り方の検討

最終報告に向けて引き続き検討すべき主な事項

- 甚大な火災被害への対策
- 膨大な被害に対応した災害応急体制の充実・強化
- 社会の安定化のための対策
- 予防対策の重点的な実施
- 首都の経済機能を支える企業防災力の向上
- 迅速な首都の復旧・復興対策の在り方
- 地域防災力、防災意識の向上
- 相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対する津波対策
- 複合災害への対応
- 調査・研究の推進